

## いわきバスケットボール協会 表彰規定

### (目的)

第1条 この規定は、いわきバスケットボール協会（以下「本会」と言う）に功績、功労のあった者、または、優秀な成績をあげた団体及びチームに対する表彰にかかる一切についての基本事項を定め、以ってその円滑かつ適正な運営を目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 1 功労表彰
- 2 最優秀選手賞
- 3 特別表彰

### (功労表彰)

第3条 功労表彰は、本会に対し、顕著な功労があると認められる者に、表彰状及び記念品を贈り表彰する。ただし、再度の表彰は行わない。

### (最優秀選手賞)

第4条 最優秀選手賞は、年間を通じ本会主催大会に率先参加し、卓越した技術と精神を発揮して常に上位入賞するなど、他の模範となる選手に表彰状及び記念品を贈り表彰する。

### (特別表彰)

第5条 特別表彰は、本会に対し相当な寄付のあった団体または個人に対し、感謝状を贈り表彰する。

### (激励金)

第5条 激励金は、本会に加盟する団体及びチームが日本バスケットボール協会主催の全国大会に出場する場合、激励金を贈る。ただし、金額は5万円とする。

### (表彰の決定及び方法)

第6条 功労表彰の決定及び方法は、常任理事会において該当者を推薦し、審査決定する。表彰は総会において実施する。特別表彰については、会長、副会長、理事長、副理事長が協議の上、審査決定し、常任理事会で追認を受けるものとする。また、最優秀選手賞については、強化委員会が、各学生連盟ごとに男女各1名を選出し表彰する。

### (その他)

第7条 本規定のほか、周年記念表彰等については、その都度、常任理事会において協議する。

本規定は、平成18年4月9日より実施する。